平成２２年（フ）第１２２３号
広島市南区似島町字大黄2403番地12　２号棟102
債務者　井上　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９３号
広島市西区楠木町１丁目２番15―203号
債務者　松本　康輝
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４８号
広島市中区光南１丁目６番６―201号
債務者　高田真菜味
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１０号
広島市中区舟入川口町３番17―201号
債務者　久保　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６号
広島市東区牛田早稲田４丁目13番１号　ライオンズヒルズ牛田早稲田106号、住民票上の住所広島市中区舟入川口町10番28号
債務者　奥野　光子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４号
広島県安芸郡海田町寺迫２丁目２番23号
債務者　津山　浩二
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
広島市西区己斐上２丁目７番11―101号
債務者　松野尾裕美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
香川県仲多度郡多度津町家中３番17号
債務者　片木　和美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１４１号
香川県丸亀市川西町北５番地　カナマルガーデン26号、申立時の住所香川県丸亀市山北町531番地６
債務者　平井　雪雄
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１３３６号
北九州市八幡西区西神原町１番13号
債務者　梅川　孝子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６０号
北九州市八幡西区本城東３丁目１番30―202号
債務者　松藤秀次郎
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６１号
北九州市八幡西区本城東３丁目１番30―202号
債務者　松藤　真美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８号
大分県豊後高田市御玉209番地
債務者　河野　高弘
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第９９号
大分県豊後高田市御玉209番地
債務者　河野　清子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５号
大分県豊後高田市大字水崎字下ノ丸339番地、住民票上の住所大分県豊後高田市新城590番地１
債務者　仲田　安志
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
大分県中津市1888番地３
債務者　原田　　明
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７号
大分県豊後高田市来縄2926番地22
債務者　水間　　薫
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係